特別職報酬等審議会とは

『地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聴くことによりその一層の公正を期する必要があると認められる・・・』という通知を昭和39年に自治省が発出

社会情勢、区財政状況、他自治体の状況など、多角的な視点から特別職の報酬改定に当たって広く民意を反映させる役割を持つのが『特別職報酬等審議会』

特別職の報酬等について（抄）

（昭和39 年5 月28 日自治給第208 号自治事務次官通知）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

1 地方自治法第138 条の4 第3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。） を設置するものとすること。

2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとすること。
なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとすること。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（抄）

（平成12年5月31日自治行第32号 自治省行政局行政課長通知）

平成12年5月31日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）の施行については、平成12年5月31日付け自治行第31号により自治事務次官から通知されたところですが、下記の施行又は運用上の留意事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

1 （略）

2 条例による政務調査費の交付に関する事項

（1）今回の政務調査費の法制化では、政務調査費を交付するか否かは各団体の判断に委ねられたところであるか、その制度化にあたっては、各団体における議員の調査研究活動の実態や議会運営の方法等を勘案の上、政務調査費の交付の必要性やその交付対象について十分検討されたいこと。

（2）政務調査費については、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。

（3）政務調査費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、昭和39年5月28日付け自治給第208号自治事務次官通知（特別職の報酬等について）にいう特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること。

（4）従来、都道府県等において政務調査費と同様の趣旨で支給されていた「県政調査費」等のいわゆる会派交付金については、平成13年4月1日の施行日以降、条例の根拠が必要となること。

3 （略）

特別職の給与等の概要

太枠部分が審議会の審議対象で、答申するもの
下線部は、審議対象外であるが参考意見を付すもの

区長等（常勤の特別職）		議員（非常勤の特別職）	
給料	杉並区長等の給与等に関する条例	**報酬**	杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
地域手当		地域手当は支給されない	
期末手当		期末手当	杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
退職手当	杉並区長等の退職手当に関する条例	退職手当は支給されない	
政務活動費支給の制度はない		**政務活動費**	杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例
通勤手当 旅費（旅行したときの実費弁償）		旅費（旅行したときの実費弁償）	

審議の枠組（フレームワーク）①基本的な考え方

【前提】

○特別職は選挙や議決で決定した「任期のある」職で、昇給や昇格がないこと。

○特別職の給与等の決定と一般職（いわゆる職員）の給与の決定の仕組みには違いがあること。

審議会は、特別職としての職務の特殊性に応じた報酬水準を審議する場

○現にその職に就任している者（現職者）の、成果に基づく報酬水準の妥当性を審議するものではない

○不祥事等があった場合の責任の取り方は、「現職」の判断で自身のみに対して効果をもたらす措置であり、将来にわたって存続する「職」の水準に反映させるのは妥当ではない　次ページ参照

【参考】特例条例による特別職給料の減額状況

年度	給料の減額状況			事案
	区長	副区長	教育長	
平成30年度	20%1か月	20%1か月		区の肺がん検診における肺がん疑いの見落としによる受診者の死亡
令和元年度	10%1か月	10%1か月		区内の商店会において発生した補助金の不正受給において、補助金審査等の区の手続きにおいて一部不十分な点があった
令和2年度	なし			
令和3年度	10%1か月		10%1か月	区立中学校における給食室火災
令和4年度	30%1か月	30%1か月		職員の住民基本台帳ネットワークシステムの不正操作・情報漏洩
令和5年度	なし			
令和6年度	なし			
令和7年度	10%1か月	10%1か月		区業務の委託先障害者団体における職員への最低賃金以上の賃金の未払い
令和8年度				

※副区長は、当該事案に関係する所管部を担任する副区長

※不祥事等に起因する監査委員、区議会議員の給料（報酬）減額事例はない。

特別職と一般職の給与決定の仕組みの違い

特別職は

特別職の地方公務員は法律や自己の学識経験に従って自らの判断と責任で職務を遂行する。※1

国の経済動向等、他自治体の実態
自治体の財政状況を勘案し
その職務の特殊性※2に応じて決定
↓
特別職報酬等審議会で審議
↓
報酬等改定

一般職は

情勢適応の原則、職務給の原則、均衡の原則が
地方公務員法で定められている
（地方公務員法第24条第1項及び第2項）

同様の給与制度がある民間事業所の
給与水準と比較
↓
人事委員会勧告
↓
給与改定

特別職も一般職も、議会の議決により条例を改正する。

※1 新版逐条　地方公務員法　一般職と特別職をより具体的に区分する基準としての要素の例示として「①指揮命令関係の有無」として記載されている記述を引用
※2 昭和48年12月10日　自治給第77号　自治省行政局公務員部長通知　特別職の報酬等について（抄）　から引用

審議の枠組（フレームワーク）②長と審議会の関係性

長の意向

【特別職報酬等審議会条例　第２条】　区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

→　**諮問**

第三者の意見（民意）

上記の長の意向が、妥当なのか否かを見極める必要がある。　→　**答申**

社会情勢、区財政状況、他自治体の状況など、多角的な視点から特別職の報酬改定に当たって広く民意を反映させる役割を持つのが『特別職報酬等審議会』【再掲】

審議の枠組（フレームワーク）③本日の審議の進め方

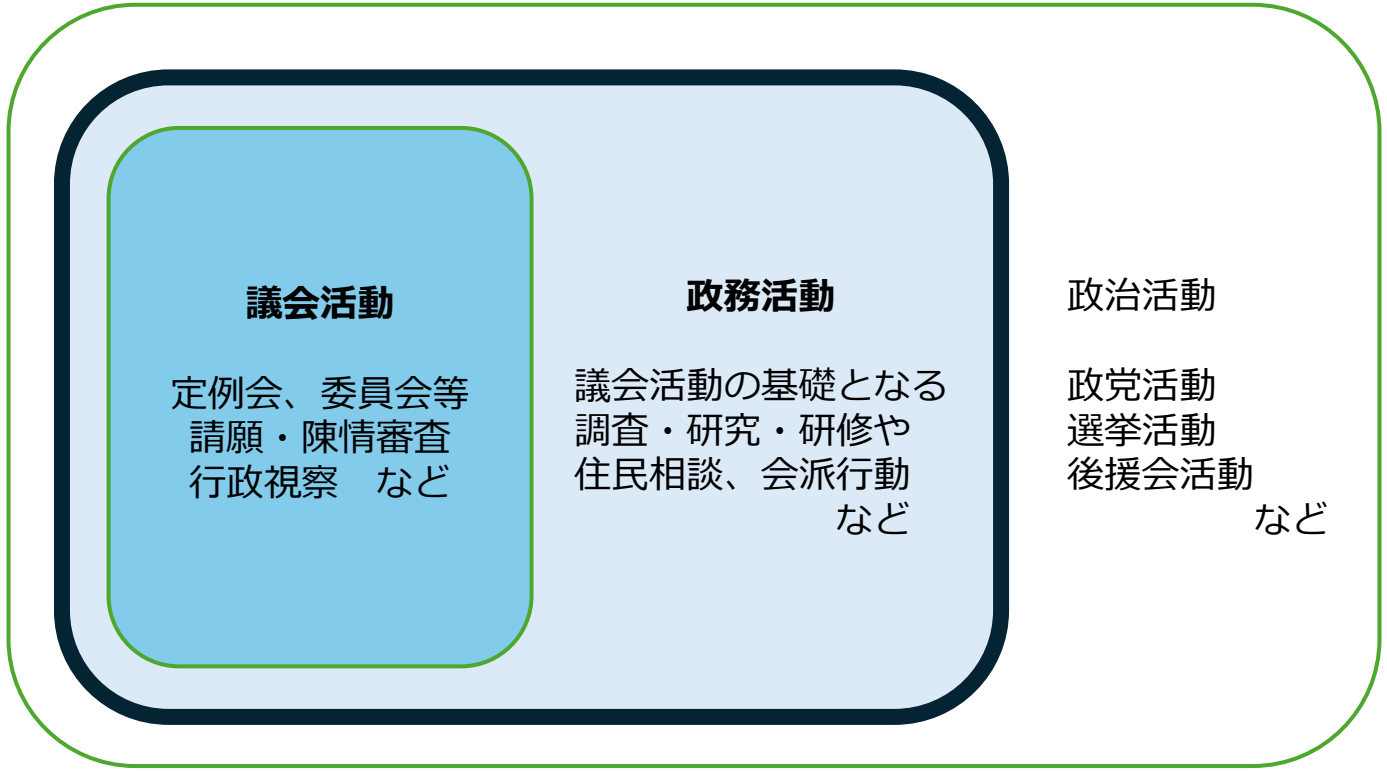
ステップ1 現在の給料・報酬水準の確認	どのような仕事に対して報酬を支払うのか 他の自治体と比較してどうか	資料１　特別職の職務等について 資料２　杉並区の職員数及び人件費の推移 資料３　特別職報酬等の23区等の状況
ステップ2 改定をすべき局面にあるのか	区の財政はどのような状況か 社会経済状況はどのような状況か	資料４　杉並区の財政状況等 資料５　国の経済・賃金動向等
ステップ3 改定をする場合の改定水準の妥当性	他の自治体はどのような考え方なのか 改定の参考となる数値はあるのか	資料６　特別区人事委員会勧告及び特別職報酬等審議会答申等の推移 資料７　令和7年度の他区における報酬等改定の考え方 資料８　令和8年　特別区人事委員会勧告
ステップ4 報酬水準を踏まえた政務活動費の取り扱い	政務活動費の推移は 他の自治体はどのような考え方なのか 政務活動費使途の透明性は	資料９　政務活動費に関する資料

審議資料１の要約

○　令和７年中の１年間において、区長は49件の条例議案を提案し、議員はその審査を行うなど、それぞれの職務を遂行しました。

○　議員は、資料１に記載の議会活動のほか、議会活動の基礎となる政務活動を行っています。（議員活動の全体像については下図参照）

【議員活動の範囲】



太枠内の活動が議員報酬支給の対象となる議員活動です。

政務活動については、その活動に要した費用を支給できることとした条例があります。
詳細は資料９を参照してください。

左図は以下の資料を参考に作成

総務省
https://www.soumu.go.jp/main_content/000021720.pdf

地方自治研究機構
https://www.rilg.or.jp/htdocs/img/003/pdf/R2_uchida.pdf

審議資料２の要約

○　区長が指揮監督する職員数は、区政を取り巻く社会経済環境の変化、行政課題や住民ニーズの多様化・複雑化に対応するため増加傾向にあり、令和8年4月1日で3,725人（常勤職員）です。
○　職員人件費は、職員数の増加に比例して増加傾向にありますが、財政規模も増加傾向にあることから人件費比率は概ね15～16%で推移しています。
○　退職手当の増減については、定年年齢の延長による経過措置で２年ごとに定年退職者が発生することが大きな要因です。

審議資料３の要約

○　区長は、23区において、給料月額では17位、期末手当を含む年額では2位、任期中の総額では8位です。
○　議員は、23区において、報酬月額、年額、任期中の総額のいずれにおいても低位です。
○　財政規模等の類似した団体は、23区においては板橋区ですが、その他近隣区や市部においては中核市ではありますが、八王子市について参考資料でお示ししています。
○　参考に区議会議員の月額報酬総額の区民一人当たりの負担額は約50円/月です。近隣の類似団体との比較では、高くなりますが、23区全体では低位です。

資料４の要約

○　歳入・歳出ともに、増加傾向にあり、財政規模は過去最高になっています。
○　実質収支比率は、一般的な適正水準が３～５％ですが、区は令和７年度6.7%です。
○　経常収支比率は、80%以下が適正水準ですが、区は令和7年度79.4%です。
○　区債（いわゆる借金）は概ね横ばい、基金（いわゆる貯金）は増加していますが、区民一人当たりに換算し、23区平均と比較すると区債残高は平均以上、基金は平均以下になっています。
○　区税収入は堅調な伸びを見せている一方で、ふるさと納税額は年々増加し、流失額は60億円に達する状況です。

資料５の要約

○　内閣府の月例経済動向では、景気は回復傾向を維持していますが、中東情勢に加えて、自然災害（8月に発生した熊本地震）の影響に注視が必要との認識が示されています。
○　春闘結果においては、昨年比0.24 ポイント減しているものの3 年連続の5%超えです。
○　消費者物価指数は、総合指数は前月比とは変わらないものの、前年同月比1.9%の上昇です。
○　名目賃金で4.3%、実質賃金で2.0%の上昇で、実質賃金は本年に入ってから上昇局面を維持しています。

資料６の要約

○　全体の大きな傾向としては、リーマンショックの影響が平成23年度から現れ、その後景気の回復傾向に合わせて微増しましたが、その間は概ね千円単位の増減幅でした。
令和6年度からは、景気局面を反映し、給料月額１万円単位のプラス改定をしています。

○　これまでの改定経過で、特徴的なものは、平成30年度の人事委員会のマイナス勧告の実施見送り、令和5年度に、当審議会の答申に基づく改正給与等条例が区議会において否決されことなどがあげられます。

資料７の要約

○　他区における報酬等の改定の水準は特別区人事委員会勧告における部長級（６級）の改定率を参考としている区が多数です。

○　期末手当については、勧告の増加月数を参考にする区、勧告の月数の引き上げ率に相当する額とする区があります。

資料８の要約

○　一般職の給与に係る勧告は月例給は3.72%（15,126円）、特別給は0.1月の引き上げ改定です。
なお、職員の特別給は期末手当・勤勉手当があり、0.1月はそれぞれに均等に配分することとしています。

○　これまで参考にしてきた部長級の改定率は、本年の勧告では全体公民較差の3.72%よりも大きく3.9%です。

資料９の要約

○　平成12年に議員個人への支給が可能になって以降、使途の透明性を確保するため様々な取組を進めています。特に平成21年度からは、学識経験者からの意見を踏まえ関連規程や手引きの改正等を継続的に行っています。

○　政務活動費の月額は平成７年度から据え置きの月額16万円で、23区の平均額(16,7万円）程度の水準です。

○　令和７年度支出（使用）実績は、個人交付分で、交付額に対して執行率が100%の者が15人、執行率が50%以上100%未満が15人、50%未満が未交付者を含めて5人です。

○　会派交付分を含めた全体の執行率は約8割程度です。

【参考】区議会議員改選年を除く過去５年間の執行状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付額に対しての執行率	74.3%	72.6%	74.4%	改選年のため交付者数が他年度と異なる	79.3%	81.0%
執行率100%	16人	13人	16人		14人	15人
執行率50%以上	13人	14人	10人		18人	15人
執行率50%未満	6人	8人	9人		4人	5人

※返納額が僅少で執行率が計算上100%になっても、返納額がある場合は執行率100%に含まない。